

あなたのお宅は 地震に耐えられますか？

あなたのお宅は、何年に建てられましたか？・・・昭和56(1981)年以降が新耐震基準

昭和56(1981)年に、住宅の建物の強さを定める基準が大きく変わりました。

この年以降に建てられているかどうか、自分の家の強さを知る一つの目安となります。

■ 昭和56(1981)年以前に
建てられたお宅の場合

古い耐震基準の建物では十分な強度がそなわっていない場合
もありますから、必ず**耐震診断**を受け、その結果に応じた補
強を行いましょう。

■ それ以降に建てられたお宅
の場合

新しい耐震基準に基づいて作られた建物であっても、あくま
で人命に深刻な影響が及ばないということを基にしています
ので、建物が全く壊れないということではありません。また、
地盤によっては想定以上の揺れになり、建物に影響を与える
こともあります。

詳しくは、お住まいの市区町村役場の防災担当課に相談してみましょう。

年月の経過とともに住宅も変化します。**点検・整備**をこまめに行うことや、万が一の際にも補修や
再建の助けとなる**地震保険**などの経済的な**手当て**についても、家族で話し合っておきましょう。

建物を強くするための基礎知識を身につけましょう・・・まず知ることが対策の第一歩

建物の強さを左右しているのは、柱の間隔や壁、柱をななめに支えるすじかい(*)の量などです。
開口部が多い建物は揺れやすく、結果として地震に弱い建物といえます。

ホームページなどで、建物の強さについて理解するための良い教材や、実験などが紹介されています。
一度自分の目で確かめたり、模型や教材などを使って実験してみると良いでしょう。

同時に、地盤の揺れやすさや、建物の基礎、周りの家との間隔などにも興味を持ちましょう。

*すじかい：柱の間をクロスして補強するもの



どんな建物が地震に強いかを実感
〔親子の建築講座〕、日本建築学会



建物の倒壊のようすをバラバラマンガで実感
〔バラバラぶるる〕、出典：名古屋大学福和研究室

耐震診断・改修の支援策を活用しよう

自治体によっては下記のような支援策を設けていますの
で、市町村役場に問合せみましょう。

- 建物の耐震診断や、家具転倒防止器具の取り付け
(無料・一部補助)
- 耐震改修工事費の一部助成
- 耐震改修費の所得税控除や固定資産税の軽減措置

経済的な備えもしておきましょう

万が一被災した場合の生活再建には、資金が必要です。
日ごろから備えておきましょう。

- 地震保険や共済への加入
- マンション自治会等での話し合い、など

※なお、地震保険等の保険料は、所得税・個人住民税から
控除の対象となります。(地震保険料控除)

ぶるくんのじこしょうかい： <http://www.sharaku.nuac.nagoya-u.ac.jp/labofT/bururu/>